



# 政務活動報告書

令和3年5月25日

〔会派名：心風会〕

|       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 代表者氏名 | 永岡 禎   | 記録者氏名 | 幸松 孝太郎  |
| 研修者氏名 | 幸松 孝太郎  |       |  |
| 研 修 日 | 令和3年5月20日（木）～21日（金）   |       |  |
| 研 修 先 | 東京 日本自治創造学会 研究大会（オンライン開催）   |       |  |
| 目 的   | 変革は地方から～コロナを超える地方の知恵～と題して、今研修では、顔ぶれも多彩な講師の先生方から、日本の再生や地方自治の創造について学ぶ。今回は、コロナ禍における国や地方の支援策や、今後どのように乗り切っていくことができるのか、地方が生き残る方策を学ぶことにより、名張市政へ反映することが目的である。 |       |  |

## 研修概要

（1）第13回2021年度 日本自治創造学会 研究大会（オンライン開催）プログラム

### ■第1日目：5月20日（木）

- ・講演「コロナと闘った1年」西村 康稔（経済再生担当大臣）
- ・講演「真の地方創生と地方自治」片山 善博（早稲田大学公共経営大学院教授・元総務大臣）
- ・講演「デジタルで新たな日本を創る」藤井 比早之（内閣府副大臣）
- ・講演「少子高齢化を乗り切る取り組み」齋藤 健（前農林水産大臣・衆議院議員）
- ・講演「開放型自治」山田 啓二（京都産業大学教授・元全国知事会会長）
- ・パネルディスカッション「コロナと闘う行政～国と地方の役割分担～」
  1. 鈴木 英敬（三重県知事）
  2. 成澤 廣修（東京都文京区長）

### ■第2日目：5月21日（金）

- ・講演：「リモートデジタルへの挑戦」浅野 大介（経済産業省サービス政策課長・教育産業室長）
- ・講演：「withコロナ時代の教育改革」戸ヶ崎 勤（埼玉県戸田市教育委員会委員長）
- ・講演「コロナ危機と政策対応」小林 慶一郎（慶應義塾大学経済学部教授）
- ・講演「一極集中は解消できるか」金井 利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

## ※注意事項

今大会における講演・パネルディスカッションの内容を転用しないこと。



## (2) 代表的な講演のキーワードについてまとめ

### 第一：「コロナ」

#### ①. 昨年4～5月の緊急事態宣言・・・新型コロナの知見不足

- スーパーコンピュータ富岳による検証、人流などデータによる効果分析  
接触を減らす⇒・学校は一斉休校、・イベントは中止・延期、・幅広く休業要請、  
・飲食店は20時まで（酒は19:30まで）、・出勤者は7割減

#### ②. 今年1～3月の緊急事態宣言・・・科学的根拠・知見に基づく対策の進化・徹底

- 飲食の機会を減らす⇒・学校は休校せず・イベントは5,000人、50%・飲食店は20時まで  
<特徴>

##### 1. 変異株

感染力 1.3倍、感染経路不明6割強、クラスターの多様化

##### 2. 感染レベルが極めて高い状況

大阪の新規陽性者数 90人/10万人・1週間

東京の新規陽性者数 39人/10万人・1週間

#### ③. 今年4～5月の緊急事態宣言

1. 4月25日～5月11日：活動や移動が活発な大型連休中に、飲食対策の徹底に加え、人流  
対策を集中的に強化

- ・飲食店は酒・カラオケ提供中止、20時まで、・イベントは無観客、
- ・大型集客施設は休業、・出勤者は7割減、
- ・学校は休校せず(高校・大学における感染リスクの高い部活動等の制限又は自粛)

2. 5月12日～5月31日・・・大型連休後、人々が通常的生活パターンに戻る中、引き続き、  
人と人との接触を減らすための徹底した対策を実施

- ・出勤者数7割減、事業者に対し、テレワークの実施状況の公表を要請
- ・飲食店は酒・カラオケ提供中止、20時まで、酒類の持ち込みも×
- ・イベントは人数上限5000人・収容率50%、大型商業施設は20時までを  
(知事の判断で強い措置も可)

##### 3. 屋外飲食での感染例

○屋外での感染事例も増えている

- ・部活動終了後に中高生が屋外で、ジュースを飲む時以外はマスクをつけて話していた場面で  
感染
- ・大学生のサークル活動の後での屋外での飲み会で感染
- ・河原で開いた大人数での飲み会で感染
- ・屋外でのバーベキューで感染。

⇒3密でない状況でもクラスターが発生している。

↓

感染力の強い変異株の拡大を踏まえると、これまで以上に対策の徹底が必要

##### 4. 今回の緊急事態宣言を踏まえた代表的な支援策

- ①. 雇用調整助成金による休業手当の支援

緊急事態宣言地域で時短要請・休業要請に協力する飲食店、映画館、百貨店、テーマパーク等

- ・パート・アルバイト含め一人当たり日額上限 15,000 円
- ・中小企業・大企業ともに助成率最大 10/10

6 月末まで適用

例・百貨店が 500 人休業させた場合：1 日最大 750 万円

- ・テーマパークが 5,000 人休業の場合：1 日最大 7,500 万円

## ②. 地域観光事業支援の追加措置

<既存の支援内容>

○都道府県が行う県内旅行の割引事業

1 人泊当たり 5 千円＋クーポン等 1 人泊当たり 2 千円＝ 計 1 人泊当たり 7 千円  
+

<緊急事態宣言を踏まえた追加措置>

○割引支援の弾力的運用（前売り宿泊・旅行券）

○宿泊事業者による感染防止対策等への支援（総額 1,000 億円）

支援額：都道府県が宿泊施設の規模等に応じ設定

（対象となる取組例）

- ・サーモグラフィ等の宿泊施設における感染症に資する物品の購入
- ・ワーケーションスペースの設置等の前向きな投資 <過去の支出も対象>

## ③. 地方創生臨時交付金（地方単独分）

都道府県による事業者への支援を後押しするため、特別枠を創設 5,000 億円

※ 4 月 30 日、3,000 億円（先行交付分）について、

交付限度額を各都道府県に対し通知

対象事業（例）

- ・事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
- ・飲食・観光事業者等への支援
- ・感染症防止強化策・見回り支援

## 5. 国と都道府県についてコロナ対策のまとめ

政府が発表している感染症対策として 3 回の緊急事態宣言の内容と代表的な経済支援策を中心にまとめた。

西村大臣は、それ以外にも、1 つは、まん延防止等重点措置・緊急事態宣言の効果について東京都・大阪府の事例。2 つには、マスク装着時の捕集性能やワクチンの種類と治療薬候補について。3 つには、本年 1 月 18 日の経済演説の考え方、さらに地域企業経営人材マッチング促進事業、「新しい働き方」の定着に向けて及びテレワーク等の実施状況の公表・周知などについてお話しいただいた。

この講演の翌日 21 日には「変異株の感染拡大中の対応について、専門家で構成する基本的対処方針分科会で緊急事態宣言の対象に沖縄県を追加する案を諮問し、了承を得ることや、新規感染者数の増加傾向が続く中、衆参両院の議院運営委員会において、緊急事態宣言を巡



り、5月末で期限となる東京などの解除可否について「適切なタイミングで専門家の意見を聞き判断したい」と述べていた。また、同分科会ではインドで流行する変異ウイルスを踏まえた水際対策が議題や、政府がインドからの入国後、施設で6日間の待機を求めており、大臣は「14日間の待機の必要性についても議論があった」ことなどについて、マスコミ報道+αとして、この1年のコロナ対策などの最新情報を聞く貴重な機会となった。

また、都道府県の代表として「コロナと闘う行政」のテーマでは、三重県の鈴木知事によるコロナ対応のみえモデルについて、①徹底的な初動対応、②きめ細やかな情報対応（情報発信、ワクチン相談体制の整備、ワクチン副反応）、③あらゆるリソースを活用、④医療提供体制の整備、⑤国と地方の役割、について、いつもの情熱的な話しぶりで講演した。

## 第二：「デジタル化」

- デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（押印・書面原則の見直し、個人情報保護法の改正）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、地方自治体のデジタル化、ワクチン接種記録システム（VRS）テレワークの推進、地方税納付の電子化、電子インボイス、自動運転の推進、オンライン診療・データヘルス改革、オンライン教育などの項目について<デジタル改革関連法の全体図>・・・令和3年3月内閣官房 IT 総合戦略室資料より

# デジタル改革関連法の全体像（令和3年5月19日公布）

|   |  |   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進出し、データの活用が不可欠</li> <li>✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大</li> <li>✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化</li> <li>✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的課題解決のためにデータ活用が重要</li> </ul>   |  |   |
| <b>デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止</b>   | <b>デジタル庁設置法</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする</li> <li>✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定</li> </ul> <p>〔IT基本法との相違点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ活用により発展するデジタル社会</li> <li>・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ活用（基本理念・基本方針）</li> <li>・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）</li> </ul> <p>⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備</li> <li>✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ活用等の業務を強力に推進</li> <li>✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く</li> </ul> <p>⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上</p> |   |
| <b>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律</b>   | <b>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律</b>   | <b>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）</li> <li>✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）</li> </ul> <p>⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする</li> <li>✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする</li> </ul> <p>⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設</li> <li>✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設</li> </ul> <p>⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現</p> |
| <b>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律</b>   |  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築</li> </ul> <p>⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等</p>   |  |   |

以上のような多種多様なデジタル関連法案について、藤井内閣府副大臣からは、様々な分野においてデジタル化の遅れが浮き彫りになった。例を挙げればきりが無いが、行政においては、

10万円の特別定額給付金についてオンライン申請に混乱が生じ、迅速な支給ができなかったことや、感染者の報告がFAXで行われたためデータの集計に時間がかかったことや、民間においても押印のためにリモートワークができないことが問題となった。そのような中で、政府のデジタル化を推進すべく、菅義偉首相が2020年10月にデジタル庁の設立を表明する等、政府におけるデジタル化が目玉政策として推進されている。その内容を把握するのは容易ではない。

今般、デジタル化に関連して、「デジタル改革関連法」は、デジタル改革の司令塔として、ことし9月にデジタル庁を創設し、国の情報システムを統括させる「デジタル庁設置法」や、デジタル社会を目指す上での基本理念などを定めた「デジタル社会形成基本法」など、合わせて6法案が21年5月12日に国会で成立された内容について、お話しいただいた。「デジタル庁の設置は、規制改革のシンボルであり、成長戦略の柱でもある。成長戦略の中心的な一つにデータ戦略もあり、強力に司令塔としての機能を発揮して、けん引していただきたいし、力強くスタートダッシュできるように、これからさらに頑張っていただきたい。

この「デジタル社会形成基本法」は、2000年に制定されたIT基本法にかわるもので、デジタル社会を目指すうえでの基本理念のほか、国と地方自治体、事業者のそれぞれの責務などを定めています。また、給付金などを迅速に受け取れるようにするため、希望者を対象にマイナンバーと金融機関の口座をひも付けるようにする法律もある。このほか、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載したり、行政手続きでの押印を原則、廃止したりするなどして、デジタル社会の形成を図る法律や、自治体ごとに異なる情報システムの仕様を統一して、行政運営を効率化し、住民の利便性を向上させる法律などもある。成立した「デジタル改革関連法」の施行によって、行政手続きの一部が簡略化される。例えば、ほかの自治体に引っ越す場合は、転出と転入の際、それぞれの自治体の窓口に出向く必要があるが、このうち転出届は、マイナンバーカードを使ってオンラインで提出できるようになり、政府は、来年度中の運用開始を目指している。また、マイナンバーカードの機能がスマートフォンに搭載できるようになるため、確定申告や保育所の入所申請などの手続きがスマートフォンだけで行えるようになる。さらに、銀行口座の開設や住宅ローンの契約といった民間の手続きも、スマートフォンでできるようになることが想定されている。一方、ことし9月からは、行政や民間の押印の手続きが見直され、婚姻届や離婚届を出す際、引き続き本人の署名は必要であるが、押印の義務は廃止される。このほか、緊急時の給付金の支給などにマイナンバーを活用できるようになるため、新型コロナウイルス対策で、所得の少ない子育て世帯を対象にした新たな給付金について、早ければ来月にも、一部の自治体で本人からの申請がなくても支給が始まる見通しとのことであった。

2020年時点で、日本のデジタルの競争力が世界27位、デジタル人材の充実度が同22位となっており、電子商取引、モバイルバンキング、デジタル行政サービスといった分野の普及率は一桁台に留まっている。世界に500社以上存在するユニコーン企業（設立10年以内で企業価値10億ドル以上の企業）のうち、日本企業はわずか5社に過ぎず、日本の総体的な国力からするとあまりに少ない。

しかし、日本にはそれだけの国力があり、頭脳明晰な国民がいて、質のよい資産が備わっている。必要な技術は今すぐにでも手に入り、改革の制約となるのは、ほとんどが人の意識や行

動様式に関わる問題だけである。だが身に染み付いた慣習を変えることは、どんな改革にとっても今後に残された最大の課題となる。その実現には強力なリーダーシップ、さらには何ともしてもやり遂げるという強い意志、そして幅広い適応能力が欠かせない。

最後に、今研修で最大の収穫は、政府関係者や民間の起業家たちが、このデジタルという魅力に気付けたこと。また、新たな日本を作っていくんだという気概に満ちた言葉が胸に響いたことである。

### 第三：「地方自治」

山田講師をはじめ、地方の変革を求めるために、国と地方の役割分担の話や政策対応、東京一極集中などの話をまとめると、1つは、新型コロナウイルスの感染防止対策では、政府だけでなく、地方の硬直性が引き起こす問題が浮き彫りになったこと。

例えば、保健所が淘汰されたことで、PCR検査がうまく機能しなかったと指摘された。確かに保健所は減ったが、日本全体で保健師は増えている。高齢者介護などの福祉関係を権限移譲したため、多くが保健センターへ配置されたのだ。都道府県はコロナ対策において、市町村と連携し、柔軟に保健師を組み込むべきなのに、うまく連携できなかった。

中央集権がダメだから地方分権を目指したのに、地方自治体が硬直化してしまい、多様性社会に対応できていない。メディアは都道府県の知事の採点競争をしている場合ではなく、地方の連携体制や圏域行政を採点すべきだった。

地方自治の問題は以前からあって、危機的な状況がコロナによって加速した形だ。高度成長時代の「大量・一律」「所有」という概念について、安定成長時代は「多様・複雑」「シェアリング」へとチェンジし、多様性社会に対応する「新しい地域共生」という概念を打ち立てなければならない。

2つには、総務省の第32次地方制度調査会は地方自治の抱える課題を把握し、「スマート自治体への転換」「公共私によるくらしの連携」「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」「東京圏のプラットフォーム」を提言していること。

「人手が足りないのでAI（人工知能）やロボットで補う」「地方消滅によって公共団体が機能しないので、自助・共助・公助を増やす」「一つの市町村でできなければ、他の市町村が助ける」などの対策はその通りだ。しかし、人口減少は止められないし、地方公共団体の体力は衰える一方だ。もはや「哲学」のない対症療法では問題は解決できない。

地方分権は、高齢化、国際化などの多様な社会への反発を生み、格差を拡大させている。そんな時に「スマート自治体」による効率化や重点化、集約化を進めても、分断や格差を埋めることはできない。効率化が進んでも、人々は家やインターネットに閉じ込められ、孤立し、地域社会との結びつきはかえって弱くなる。

3つには、そうした中で、人口減少時代の地方自治は、人が減るなら、一人当たりの活動量を上げなければならない。また、より人が「自由」に動けるようにしなければならないこと。キーワードは、「自由」。①地域団体は、サービス提供型の組織に生まれ変わり、IoTによってより自由にサービスを受けることができ、MaaSで高齢者も自由に行動できる。②. 職場に過度に縛らなければ、地域のために働く自由が手に入る。③. 人が減ることで、住所



は一カ所に縛られず、仕事も一つに縛られず、仕事と遊びの垣根も取り払い人生スタイルに応じて、フレキシブルで多様な生活を謳歌する自由を得ることによって経済効果は高まる。

コロナ禍がもたらしたものは、「会社に行かなくても仕事ができる」という現実だ。都心の会社の仕事を地方で行うことができるので、会社員をしながら農業もするなど、デュアルな暮らしも可能になってくる。コロナ禍で実現した新しい生活が、地域にも大きな活力をもたらすには、税金の分配や柔軟な制度改革を進める必要がある。

今の「地方自治法」の住所は一カ所と人の住み方を縛っているが、本来は地方自治制度が人の住み方に合わせるべきなのだ。住民が自由に動き、それによって地域が潤う開放型社会に対応し、行政は住民サービスであると考えて、すべてを再構成すべきだ。そうすることによって、ポストコロナ時代の地方自治として、「住民自治」を実現させることができる。

4つには、これを妨げているものは何か。1つは、高度成長時代の人が増えている時代をどう管理し役割を与えていくかとか、役割分担論、責任の明確化、公私の峻別などの社会文化である。2つには、そのもとで、貨客混載の禁止や副業禁止など人に対する規制がスタンダードに、3つには、自治では住民の困り込みという管理型地方自治と役割分担論という人の活動規制を主にした地方分権論が主流となったことである。

しかし、こうした高度成長時代の文化を変える時が来た。DXやGXも必要だが、希望を与えられるのはカルチャートランスフォーメーション(CX)である。人を縛らない開放的な自治をめざせば未来は、楽しく希望にあふれたものになる。

5つには、コロナウイルスを経て、今こそ新しい価値観で地方自治を変革することが必要であること。新しい共生時代では、地域は個性を磨き、選ばれる自治体を目指すことが重要になる。ドイツの「ローカルハブ」のように、10万人規模の都市でも、「企業」や「宗教」「観光」「大学」などの特徴を磨き、生産性を上げ、経済を発展させている地域は多い。官民の壁を取り払い、一体化することで、地域はもっと強くなれる。岡山県玉野市が三井E&SHD(旧三井造船)と組んで、ふるさと企業納税を活用して地元の高校の技術科教育を強化しているケースもある。結びつきが強い地域ほど、活力があって、消費も増え、生産性も高い。

人口が減少している名張市においても、コロナ禍で生まれた人脈や地域の新しい結び付きを生かすことで、新しい需要や活力を生み出すことができるのではないかまた、コロナ後に、これまで築いてきた地域の結びつきも元に戻れば、さらに分厚いソーシャルキャピタルを持った名張型地域共生社会を実現できるとの知見を深めることができた。

### (3) 最後に

2030年には日本は本格的な人口減少、少子高齢化の時代となり、社会保障費の膨張と財政赤字の増大、潜在成長率の低下、家計貯蓄率の漸減などが懸念され、行財政の一層の効率化も求められている。地方には、このような時代に社会、経済に多くの課題が存在し、2030年に向けて深刻化していくため、デジタル化のようなIT技術を利用しながら官民で課題を解決していかなければならない。今後、財政赤字がさらに増大するならば、各地方自治体は、国からの財政支援を見直すことも視野に入れて、地方の活性化と課題解決に取り組む必要がある。そのためには、民間活力の利用、規制緩和と官民連携や市行財政効率化、革新的な技術の活用などの政策対応が必要になる。

今研修では、変革は地方から～コロナを超える地方の知恵～と題して、顔ぶれも多彩な講師の先生方から、デジタルへの挑戦や地方自治などを学ぶことができた。特に、コロナ禍でもあり、オンライン開催に変更となったことにより、講演資料をチェックすることができるため、地方の知恵が求められる内容を何度も確認できることが多々あった。視点を改革から変革に置き換えて、地方活性化策を推進して地方の持続可能性を高めれば、地方の可能性はまだまだ広がると確信することができた。さらに、これからwithコロナを乗り切っていく秘訣や地方が生き残る方策も考えることができた有意義な研修であった。

以上

会場のご案内



- JR 「池袋駅」東口 徒歩12分
- 東京メトロ有楽町線 「東池袋駅」 徒歩10分
- 都電荒川線 「向原」 徒歩10分

財団法人 日本自治創造学会  
The Japanese Society for Local Democracy

理事長 藤坂 邦夫  
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24-301  
(事務局/NPO法人地方自立政策研究所内)  
TEL 03-5846-9227  
FAX 03-5846-9228  
http://jscto.org  
E-mail: info@jscto.org

第13回 2021年度 日本自治創造学会 研究大会

## 変革は地方から ～コロナを超える地方の知恵～

日時  
2021年5月20日(木) 13:00～17:30  
5月21日(金) 9:45～14:25

※新型コロナウイルスの感染拡大等の事情によりオンライン開催に変更となる場合がございます。

会場 東京平成大学 沖本記念ホール  
東京都豊島区池袋2-6-14

参加費 全 員 13,000円 (年会費2,000円、1日研大会参加費・資料代含む)  
※大学院生会員参加費 3,000円(年会費、1日研大会参加費・資料代含む)  
非会員 15,000円 (1日研大会参加費・資料代含む)  
※大学院生非会員参加費 3,000円(1日研大会参加費・資料代含む)  
送付先学会

主催 財団法人 日本自治創造学会